

府職員の「子連れ出勤」の開始について

令和3年3月12日

京都府職員総務課

課長林田 075-414-4130

「子育て環境日本一」の実現に向けて、事業主としての京都府においても様々な取組を実施していますが、「出産や子育てしやすい京都府庁に向けた職場風土づくり」の取組として、この度、職員の「子連れ出勤」を制度化し、令和3年4月1日から実施することとしましたので、お知らせします。

1 趣 旨

「子どもを連れて出勤できること」は、子を持つ親として職員が安心して業務が続けられる、働きやすく子育て家庭に優しい職場づくりにつながるものであり、京都府庁で「子連れ出勤」を実施し、府内企業等への波及効果も目指す。

2 府職員の「子連れ出勤」制度の概要

(1) こんな時に活用できます

- ・子の保育園の休園等により、一時的に子連れで出勤することが必要となった時
- ・育児休業中の職員が、担当業務の情報共有等のため職場訪問する時

(2) ここで見守ります

- ・本庁内施設（和室や新設の保育ルーム）を利用

(3) 保育士が見守ります

- ・感染予防・防止対策を徹底し、保育士が見守り（(一社)京都府保育協会から派遣）

